

ペットは家族の一員です

命に責任を持ちましょう

問 市動物愛護センター 0588・2200

猫の飼い主の皆さんへ

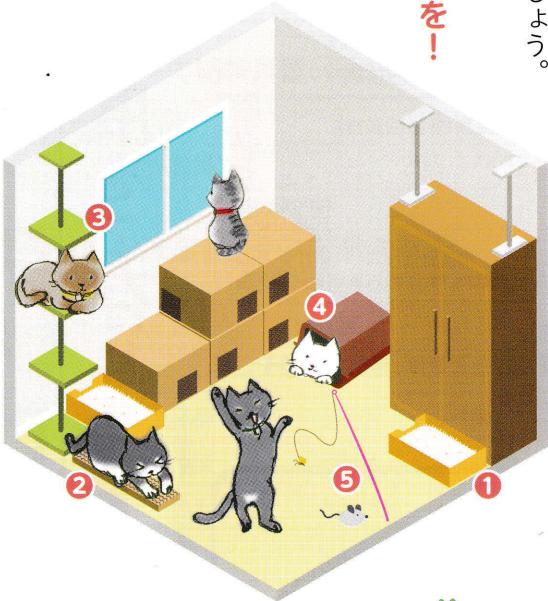
人と猫は古くから共に暮らしてきましたが、長い歴史の中で、人と猫の付き合い方や猫の飼い方は変わってきました。また、住宅環境が変化し、ふん尿・悪臭問題など、近所トラブルになりがちです。

猫の習性、生態に関する正しい知識を学び、現代社会に合った方法で飼育しましょう。

猫は爆発的に繁殖します！

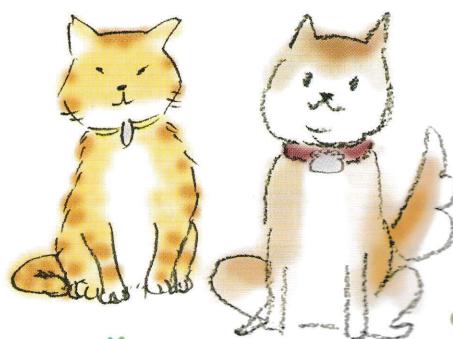
きちんと世話ができる数以上の猫を抱えると、猫

人も不幸にしてしまいます。
不妊・去勢手術を受けさせましょう。



飼い猫は「完全室内飼育」を！

- トイレを整える
- 爪とぎをしてもよい場所を用意する
- 高低差を作る
- 隠れ場所を作る
- 遊びを提供する



犬の飼い主の皆さんへ

犬を飼う上で、守らなければならない法律や条例があります。これから犬を飼おうとする人も、すでに飼っている人も、適正な犬の飼い方について確認しましょう。

放し飼いはやめましょう

- 放し飼いは「県動物の愛護及び管理に関する条例」に違反する行為です。
- 散歩の際は必ずリードにつなぎ、不具合がないか確認するよう習慣付けましょう。

犬のふんの放置はやめましょう

ふんの放置は「県動物の愛護及び管理に関する条例」、「市ポイ捨て等の防止に関する条例」に違反する行為です。

ふんは袋に入れて持ち帰り、可燃ごみとして処理しましょう。土に埋めたり、側溝に落としてはいけません。

散歩の際は、水を入れたペットボトル等を用意して、排尿した場所を水で流して帰りましょう。



動物の虐待はやめましょう

①積極的(意図的)虐待

- 殴る、蹴るなどの暴力
- 心理的抑圧、恐怖を与えるなど

②ネグレクト

- 世話をしないで放置する
- 健康や安全が保てない場所に拘束して衰弱させるなど

動物の虐待は1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科されます

虐待が疑われる場合は

- 市動物愛護センターに相談する
- 地域で情報共有する(自治会で話し合うなど)
- 警察に通報する

